

議第25号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第9（第2条関係） 消防関係					別表第9（第2条関係） 消防関係						
手数料を徴収する事務				手数料の額		手数料を徴収する事務				手数料の額	
				単位	金額					単位	金額
1 略					1 略						
2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務					2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務						
(1) 略					(1) 略						
(2) 貯蔵					(2) 貯蔵						
ア～エ 略					ア～エ 略						
所		オ 浮き	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が	1 件	1,180,	所		オ 浮き	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が	1 件	1,450,
		屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の	1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	につき	000円			屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の	1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	につき	000円
所		イ 浮き	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が	1 件	1,410,	所		イ 浮き	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が	1 件	1,720,
		屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の	1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	につき	000円			屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の	1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	につき	000円

許可の 申請に 係る審 査	の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリ ットル以 上10, 000キ ロリット ル未満の もの	につ	<u>000円</u>
	(ウ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 10,000 キロリ ットル 以上5 0,000 キロリ ットル未 満のもの	1 件 につ	<u>1,590,</u> <u>000円</u>
	(エ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000 キロ	1 件 につ	<u>1,950,</u> <u>000円</u>

許可の 申請に 係る審 査	の貯蔵最 大数量が 5,000 キロリ ットル以 上10, 000キ ロリット ル未満の もの	につ	<u>000円</u>
	(ウ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 10,000 キロリ ットル 以上5 0,000 キロリ ットル未 満のもの	1 件 につ	<u>1,920,</u> <u>000円</u>
	(エ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000 キロ	1 件 につ	<u>2,360,</u> <u>000円</u>

リットル 以上10 0,00 0キロリ ットル未 満のもの		
(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100, 000キ ロリット ル以上2 00,0 00キロ リットル 未満のも の	1 件 につ	<u>2,270,</u> <u>000円</u>
(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200, 000キ ロリット ル以上3 00,0	1 件 につ	<u>4,550,</u> <u>000円</u>

リットル 以上10 0,00 0キロリ ットル未 満のもの		
(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100, 000キ ロリット ル以上2 00,0 00キロ リットル 未満のも の	1 件 につ	<u>2,740,</u> <u>000円</u>
(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200, 000キ ロリット ル以上3 00,0	1 件 につ	<u>5,640,</u> <u>000円</u>

		00キロ リットル 未満のも の		
		(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300, 000キ ロリット ル以上4 00,0 00キロ リットル 未満のも の	1 件	<u>5,820,</u> <u>000円</u>
		(ク) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400, 000キ ロリット ル以上の もの	1 件	<u>7,070,</u> <u>000円</u>
	カ～シ 略			
(3)	略			

		00キロ リットル 未満のも の		
		(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300, 000キ ロリット ル以上4 00,0 00キロ リットル 未満のも の	1 件	<u>7,240,</u> <u>000円</u>
		(ク) 危険物 の貯蔵最 大数量が 400, 000キ ロリット ル以上の もの	1 件	<u>8,790,</u> <u>000円</u>
	カ～シ 略			
(3)	略			

3～16 略		
17 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可に関する事務	高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	ア 略 イ 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができよう設計したものをいう。

3～16 略		
17 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可に関する事務	高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	ア 略 イ 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができよう設計したものをいう。

次項及び第2
3項において
同じ。)のみを
使用して高圧
ガスの製造を
するもの

以下この項、
次項及び第2
3項において
同じ。)のみを
使用して高圧
ガスの製造を
するもの(当
該移動式製造
設備について
液化石油ガス
の保安の確保
及び取引の適
正化に関する

法 律
 (昭 和
 4 2 年
 法 律 第
 1 4 9
 号) 第
 3 7 条
 の 4 第
 1 項 の
 許 可 を
 受 け た
 者 の 許
 可 の 申
 請 に 対
 す る 審
 査 に あ
 っ て
 は , 6 ,
 0 0 0
 円)

ウ 略

ウ 略

1 8 ~ 2 0 略

2 1	高 圧 ガ ス 保 安 法 第 2 0 条 第 1 項 及 び 第 3	(1) 高 圧 ガ ス 保 安 法 第 2 0 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 高 圧 ガ ス に の 製 造 の た め の 施 設 の 完 成 検 査	1 件 に つ き	第 1 7 項 に 掲 げ る 高 圧 ガ ス の 製 造 の 許 可 の 申
-----	--	--	-----------------	--

1 8 ~ 2 0 略

2 1	高 圧 ガ ス 保 安 法 第 2 0 条 第 1 項 及 び 第 3	(1) 高 圧 ガ ス 保 安 法 第 2 0 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 高 圧 ガ ス に の 製 造 の た め の 施 設 の 完 成 検 査	1 件 に つ き	第 1 7 項 に 掲 げ る 高 圧 ガ ス の 製 造 の 許 可 の 申
-----	--	--	-----------------	--

項の規定に
基づく高圧
ガスの製造
のための施
設又は第一
種貯蔵所の
完成検査に
関する事務

請を行う者
及び設備の
区分に応
じ、それぞ
れ当該手数
料の額の4
分の3の額
(高圧ガス
保安法第5
条第1項の
許可に係る
液化石油ガ
スの製造の
ための施設
であって、
液化石油ガ
スの保安の
確保及び取
引の適正化
に関する法
律(昭和4
2年法律第
149号)
第37条の
3第1項の
完成検査を

項の規定に
基づく高圧
ガスの製造
のための施
設又は第一
種貯蔵所の
完成検査に
関する事務

請を行う者
及び設備の
区分に応
じ、それぞ
れ当該手数
料の額の4
分の3の額
(高圧ガス
保安法第5
条第1項の
許可に係る
液化石油ガ
スの製造の
ための施設
であって、
液化石油ガ
スの保安の
確保及び取
引の適正化
に関する法
律第37条
の3第1項
の完成検査
を受け、同
法第37条
の技術上の

		受け、同法 第37条の 技術上の基 準に適合し ていると認 められたも のの完成検 査にあって は、6, 1 00円)			基準に適合 していると 認められた ものの完成 検査にあっ ては、6, 100円)
(2) ~ (4) 略			(2) ~ (4) 略		
22・23 略			22・23 略		

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の許可の申請に係る審査手数料の額の改定をするため、この条例案を提出する。